

一般財団法人新潟県バスケットボール協会肖像権取扱規程

第1条（目的）

本規程は一般財団法人新潟県バスケットボール協会（以下、県協会という。）が主催・主管する大会に参加又は関与する競技者及び指導者並びにその他の関係者の肖像の取扱いに関し、基本事項を定めることを目的とする。

第2条（定義）

本規程で用いる用語の定義は次の各号のとおりとする。

- (1) 本大会とは、県協会が主催・主管する本選及び予選をいう。
- (2) 競技者とは、JBA 及び県協会にチーム登録、個人登録した者をいう。
- (3) 指導者とは、本大会の監督・コーチ・A コーチ・引率者をいう。
- (4) 本大会関係者とは、大会役員、競技役員、運営委員、補助員、県協会及び本大会に関する機関・連盟の関係者をいう。
- (5) 肖像とは、人の容貌・姿態及び個人を特定し得る氏名・愛称・音声・記録等をいう。
- (6) 肖像権とは、肖像を妄りに撮影もしくは記録され、又は、撮影もしくは記録された肖像を公表されない権利、及び、肖像の持つ財産的価値を排他的に支配する権利をいう。

第3条（肖像の管理）

県協会は次条以下に定める範囲で、競技者、指導者及び本大会関係者の肖像がもつ財産的価値を排他的に支配する権利を有し、適正に管理する。

第4条（県協会等による肖像の利用）

- 1 競技者、指導者及び本大会関係者は、県協会及び県協会が認める企業・団体・報道機関等が次の各号の行為を行うことにつき、異議を述べない。
 - (1) 本大会の開催期間中に、本大会会場及びその周辺において、競技者・指導者及び本大会関係者の肖像を撮影し、又は記録すること。
 - (2) 前号により撮影又は記録した肖像を新聞、雑誌、HP に掲載し、テレビ、インターネットで放映し、広告、宣伝に利用し、又は商品化するなど営利、非営利を問わず利用すること。
 - (3) 第1号により撮影又は記録した肖像を有償で譲渡すること。
- 2 競技者、指導者及び本大会関係者は、前項による肖像の利用について、名目の如何を問わず一切の対価を請求しない。

第5条（第三者による肖像の利用）

競技者、指導者及び本大会関係者は、県協会の事前の書面による承諾のある場合を除き、

本大会における自己の肖像を第三者に利用させてはならない。ただし、本人又はその家族が私的に利用する場合を除く。

第6条（本規程の承諾）

- 1 競技者及び指導者は本大会の参加申込書の提出により、本規程を承諾したものとする。
- 2 本大会関係者は本大会に関与することが決定したとき、本規程を承諾したものとする。
- 3 県協会及び本大会関係者は前二項に規定する以外の者に対し、本大会会場に来場した場合には本規程を承諾したものと見なされる。なお、掲示、放送その他の方法により告知する。

第7条（権利の侵害）

県協会、競技者、指導者及び本大会関係者は競技者、指導者または本大会関係者の肖像権を侵害する行為に対して、必要に応じて共同して対処するものとする。

第8条（本規程に属さない事項）

本規程に定めない事項が発生した場合は原則として、県協会の業務執行理事で協議し、理事会の決定により解決するものとする。競技者、指導者及び本大会関係者は当該決定に従うものとする。

第9条（改廃）

県協会は必要があると認めるとき、いつでも本規程の全部または一部を改訂し、または廃止することができるものとする。本規程が改訂された場合は改訂前に撮影または記録され肖像を含めて、改定後の本規程が適用されるものとする。

第10条（違反時の措置）

競技者、指導者及び本大会関係者が本規程に違反したときは、県協会は、顧問弁護士と協議し、損害賠償請求等の法的措置、その他県協会が相当と認める措置をとることができる。

附則

本規程は令和4年1月1日より施行する。